

新興国事業をめぐる BEPS 問題の考察

——多国籍企業の経営判断と納税を通じた社会的責任——

市 場 哲 也

要 旨

米国の巨大デジタル企業による二重非課税を規制する国際的な努力の傍らで、一般の多国籍企業が、新興国事業での散発的な二重課税を抱えている。その背景事情を解明するため、本稿は国際的租税回避行為（BEPS）に対する新興諸国独自の主張内容を概観し、ポスト BEPS の国際課税の方向性にそれらがどの程度反映されたかを分析する。これにより、多国籍企業が新興諸国取引で求める税の予見可能性の確立が、なぜ困難であるかを考察している。続けて、新興諸国の不安定な課税環境において多国籍企業には、受動的な BEPS コンプライアンスに留まらず、納税を通じた社会的責任を伴った経営判断が不可欠であることを論じている。

I ポスト BEPS 環境における新興国課税問題の重要性

1 本稿の研究課題

本稿は、米国巨大デジタル企業の国際的租税回避に対する規制活動である BEPS（Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転）が、新興諸国の課税意識の強化につながった結果、デジタル企業以外の一般の多国籍企業が新興諸国で二重課税問題の増加に直面している現状を、問題意識としている。多国籍企業が国際的競争力を追求するための種々の経営判断と、新興諸国の課税主張の間のコンフリクトを解明し、予見可能性の乏しい不安定な課税環境の継続が予想される中で、持続的な国際社会の一員として多国籍企業に求められる具体的な要件について考察することを研究課題とする。経済のグローバリゼーションのもと、新興諸国の経済成長を取り込んで事業競争力を確保してきた多国籍企業は、米国の巨大デジタル企業だけではない。新興諸国社会との関わり方として、全ての多国籍企業の納税のあるべき姿が、国際社会の喫緊の課題となっている。

多国籍企業のグループ取引に対する課税当局の関与の影響を、会計学上の研究課題として取り扱った先行研究には、宮本の国際振替価格の研究¹⁾以来、グローバルサプライチェーン研究²⁾のほか、マネジメントコントロール³⁾、業績評価会計⁴⁾、さらに国際課税問

題との関連で、企業アンケートにより国際課税との調和を調査した実証研究⁵⁾や、タックスマネジメント⁶⁾など、さまざまな研究実績がある。国際的租税回避に関して、税法学や租税政策論の立場からも研究が盛んであるが、その中心は米国の巨大デジタル企業に対抗する革新的な税制案の解説を中心とするものや、米国のトランプ税制などの先進諸国の税制に焦点をあてたものが多いようである。他方、一般の多国籍企業にとっての新興諸国の国際課税問題を考える研究は、わが国よりもむしろ欧米で活発である。本稿では国内外の先行研究を手掛かりにして、独自の手法で国際機関の報告書類を読み解き、多国籍企業の新興諸国での経営判断と納税を通じた社会的責任の要件について考察する。

本稿はまずこの I で、BEPS 規制活動の経緯を確認した後、現在提示されている将来的な国際課税の枠組みが、特に多国籍企業の新興国事業に大きく影響することを明らかにする。続く II では多国籍企業の 3 つの経営判断について、国際課税問題に関する新興諸国の主張を解明する。それらが BEPS 規制活動でどの程度採用されたかを確認し、今後予測される課税環境の抜本的な改善が期待できない背景事情について、分析する。III では、新興諸国の経済的発展と矛盾しない納税を伴った経営判断が多国籍企業に必要であることを論じて、結びとする。

2 包摂的枠組に至る BEPS 規制活動の経緯

2008年の金融危機後、一部の新聞報道や非営利活動団体などの情報発信により、巨額の納税を毎年避け続ける多国籍企業の実態が明らかになり始めた⁷⁾。米国スターバックス社は英国での不買運動を受けて、2013年に2千万ポンドを自発的に英国に拠出することとしたが、同じ批判は一般消費者にすでに身近になっていたグーグル、アップル、アマゾン等の米国デジタル企業に波及した。これらの企業の行為は、その活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用して、課税所得を人為的に操作した課税逃れ⁸⁾とされ、虚偽による脱税と区別して Base Erosion and Profit Shifting (以下 BEPS) と呼ばれ始めた。当時すでにこの問題の研究を重ねていた国連経済協力開発機構 (OECD) は、租税委員会の議長に日本から浅川雅嗣氏 (当時財務省国際局長) を招き、2012年6月に BEPS 規制プロジェクトを発足させた。翌2013年、サンクトペテルブルクサミットで支持を得て、OECD 非加盟の8か国⁹⁾を含む G20 諸国は、BEPS 規制活動を本格化させた。2013年以降の BEPS 規制活動の主要な報告のうち、本稿で重点的に取り上げるものは、発表時期の順に図表1のとおりである。

BEPS 規制活動は15の Action Plan (特定の専門部会を意味する。以下「行動計画」または「行動」。15の行動計画の体系は図表5参照)に分かれて、広範な国際課税の問題を網羅的に検討した。その成果である G20 最終報告書 (図表1参照) の発表をもって BEPS

図表 1 BEPS 規制関連の報告書

発表時期	報告書題目	本稿での略称
2013年 9 月	BEPS 行動計画報告書	—
2014年 7-8 月	G20 開発ワーキンググループ向け報告書「低所得諸国に対する BEPS の影響」	DWG 報告書
2015年10月	15の行動計画による G20 最終報告書	G20 最終報告書
2020年 1 月	経済のデジタル化がもたらす税の問題のための二つの柱からなる BEPS 包摂的枠組についての OECD/G20 声明	包摂的枠組声明

(出所：筆者作成)

規制の議論は一旦完了したとされ¹⁰⁾、これ以降、関係各国が G20 最終報告書の勧告に基づく国内制度の整備を適切に進めるとともに、残された課題の議論を継続する段階（ポスト BEPS）に移っている。2016年 6—7 月の京都での会合では新たな活動段階として、包摂的枠組に向けた取組みが始まった。これはメンバーの国・地域が対等な立場で議論と議決に参加することを前提としており、2020年 1 月発表の包摂的枠組声明（図表 1 参照）で最初の方向性が示された。

3 新興諸国の視点による包摂的枠組

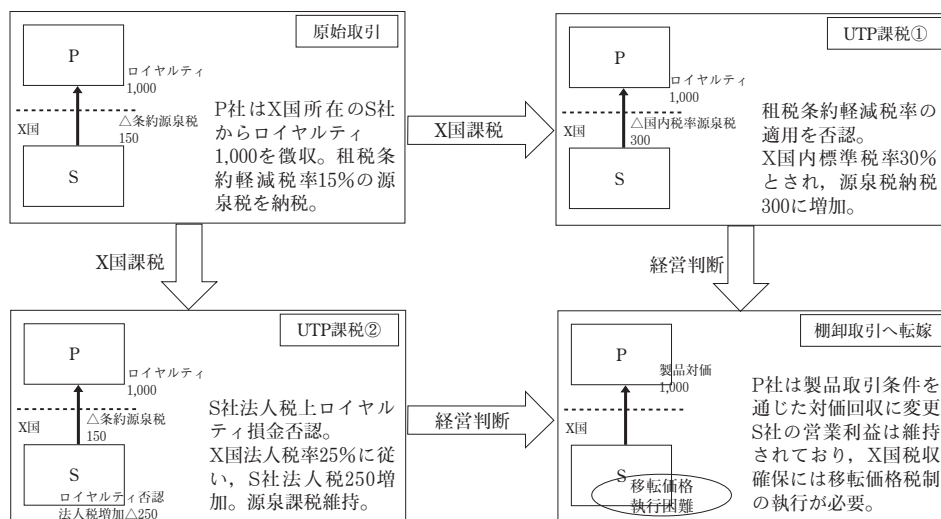
2012年の発足当時20から始まった BEPS 規制活動の参加国数は、2016年の包摂的枠組開始の京都国会合（前述）で82となり、2020年 1 月では130の国・地域を数える¹¹⁾。京都国会合前後の参加国構成をみると、多数のアフリカ・中南米諸国とケイマン諸島、ガーンジーなどのタックスヘイブン地域の他、日系多国籍企業に関係の深いシンガポール、香港、タイ、ベトナムが含まれている。多数の新興諸国の参加で、当然ながら BEPS 規制の活動は開始当初に比べて複雑化している。

包摂的枠組声明には、新しい国際税務の枠組みを支える二つの柱を説明する付属文書が添えられている（包摂的枠組声明）。Pillar 1（一つ目の柱）は大規模で自動化、標準化されたデジタルサービスを提供する大規模事業者に対する革新的な課税の方向性を示しており、本稿では取り扱わない。本稿が主題とする Pillar 2「税源浸食防止提案」（Global Anti-Base Erosion Proposal, 以下「GloBE 提案」）では、多国籍企業のグループ法人が受け取るロイヤルティや利子、役員提供報酬などが十分な課税を受けていないと認められる場合¹²⁾、①支払者である法人が課税所得の計算上、これらの支払いの損金算入が認められなくなること、または②租税条約が規定する源泉徴収税率の特例軽減を失うこと（併せて Undertaxed payments rule, 以下「UTP 課税ルール」）が発表された¹³⁾。この UTP 課税ルールが、多国籍企業の新興国事業にとっての新たな不安定要素となる可能性がある。

4 多国籍企業の経営判断と UTP 課税

多国籍企業はグループ内取引について、多様な経営判断の選択肢を有している。その行によっては、UTP 課税ルールは新興諸国の税収に貢献せず、むしろその意図とは逆の効果をもたらす可能性があると思われる。UTP 課税ルールに対する確定的な考察ははまだ早計であるものの、Durst (2018) などの先行研究¹⁴⁾を参考にしながら、簡単なモデル¹⁵⁾を通じて UTP 課税ルールが持つ特徴を考えてみる。

図表 2 UTP 課税のロイヤルティ否認から製品対価取引への転嫁方法の変更と課税関係



(出所：筆者作成)

いま、多国籍企業 P が 25% の法人税率を持つ新興国 X の事業拠点 S から、1,000 のロイヤルティを徴収し、X 国のロイヤルティに対する標準源泉税率 30% のところ、P が X 国租税条約の適格として、軽減税率の 15% を適用しているとする (図表 2 左上「原始取引」)。UTP 課税ルールは、このロイヤルティに対する課税が不十分と認められるとき、租税条約の軽減税率を認めず、S に源泉税の追納を課すこと (同右上「UTP 課税①」)、または S 側でロイヤルティの損金を否認すること (同左下「UTP 課税②」) の、2 通りの課税権の選択を X 国に認めようとしている。前者は S がロイヤルティから徴収すべき所得税を 150 増やし、後者は (課税所得が十分ならば) S の法人税を 250 増やす。これらの課税は一旦 X 国の税収となる。しかしここで P は、例えば S からのロイヤルティを廃止または減額して、同額を S との棚卸資産の取引条件に転嫁する経営判断を行使することができる。これにより S の営業利益 (便宜上課税所得と同義とする) は全く X 国から流出しないが、X 国では源泉徴収税から移転価格税制に課税の転換が生じる (同右下「棚卸取引へ転嫁」)。

そしてこの転換が、新興諸国にとって重大な影響を及ぼす可能性がある。

青山は、新興諸国が利子・使用料など支払段階で少数の大規模納税者に源泉義務を課す源泉徴収に大きく依存していること、さらにそれが結果として課税執行コストの相対的な低さになっていることを指摘している¹⁶⁾。新興諸国は、税務調査機能の定着と育成のため、先進諸国からの支援を繰り返し訴える状態にある¹⁷⁾。X国の移転価格税制の税務調査の経験が不十分であれば、UTP 課税ルールの執行がX国からの税源浸食・利益移転を伴わないP-Sグループの経営判断を促す結果、X国が原始取引（同左上）で得ていたロイヤルティ源泉税150までもが、徴収困難な状態となる（同右下「棚卸取引へ転嫁」）ことを示している。従い、UTP 課税がもたらすX国の税収増加は一時的で、中期的にはむしろ逆の効果が懸念される。多国籍企業のグループ取引から現在徴収している源泉税は、新興諸国の状況に則した重要な税源であるとみるべきであり、新興諸国税収の中期的保全の点で、UTP 課税ルールは構造的問題をもたらす可能性がある。

5 新興諸国の課税環境研究の必要性

BEPS 規制の活動は2012年当時、急成長した一握りのデジタル巨大企業の、世界中のどこでも課税されない（多重非課税の）所得を追跡するために開始された。今日、ポスト BEPS 包摂的枠組のもとでは、UTP 課税ルールのように、一般の多国籍企業の租税回避と無関係な取引の課税が、新興諸国において新たな形で不安定化する懸念がある。

G20 最終報告書は、「BEPS によって毎年1,000億米ドルから2,400億米ドルの法人課税所得が世界から消滅しており、これは世界の法人税収の4-10%に相当する」と推計している¹⁸⁾。この推計を示した G20 最終報告書は新興諸国の事情についての言及はごく僅かで、新興諸国の税収の追加的確保とその持続性への考慮を読み取ることはできない。Forstater の研究によると、新興諸国が多国籍企業から追加の税収を期待することは、すでに遵守されている税法の追加的な遵守を求めるに等しく¹⁹⁾、多国籍企業からの追加の徴税機会に新興諸国が過度に期待することは危険であるとして、むしろ国内税源からの税収獲得努力が必要であると指摘している²⁰⁾。このように、多くの先行研究²¹⁾²²⁾が結論を対立させており、多国籍企業は新興諸国にとっての BEPS の事情を深く理解し、これを経営判断上考慮すべき要因として慎重に捉える必要がある。

続く II では UTP 課税ルールを含むほか、依然として抽象的な包摂的枠組の背景を説明するため、DWG 報告書（図表 1 参照）の内容を国際課税の基礎理論に基づいて分析し、G20 最終報告書と比較する。DWG 報告書の一年二か月後にまとめられた G20 最終報告書では、BEPS をめぐる新興諸国と G20 諸国との立場の差が際立っており、その結果ポスト BEPS の枠組みだけで、多国籍企業の競争力強化を阻害するような新興諸国の課税に対す

る、将来的な抑制が容易にもたらされることは期待できない。続くⅡでその状況を考察する。

Ⅱ 新興諸国と G20 諸国の BEPS 規制をめぐる立場の乖離と多国籍企業への影響

2013年9月、サンクトペテルブルク G20 サミットで、国際的な税制の透明化の恩恵を通じて新興諸国の歳入の拡大を支援すべきことが確認され、Development Working Group (以下 DWG) を組成して特に所得の低い国々の BEPS 上の重要論点を見直すこととされた。国々の経済格差の問題に長年関与してきた国際通貨基金、世界銀行など、OECD 以外の国連組織の支援を得て発表された DWG 報告書は、G20 最終報告書に先立って BEPS に対する新興諸国の主張をまとめている。そこでⅡの1では、DWG 報告書の広範な論点のうち、多国籍企業の新興国事業の競争力に直接影響を与える3つの点（ロイヤルティ等、サプライチェーンストラクチャリング、投資誘致インセンティブ）を考察する。Ⅱの2では G20 最終報告書のこれら3点の取扱いに関する記述を検証する。

1 DWG 報告書の3つの論点の分析

(1) 論点1 ロイヤルティおよびグループ内役務提供料

多国籍企業は、本国内外での研究開発などを通じて質を高めた無形資産を成長市場に投入し、獲得した資金をグループ競争力向上のための活動に循環させている。業態によって、その経営を支える無形資産は製造、販売、ブランドからテクノロジーに関わるものまで多岐にわたるが、多国籍企業にとって無形資産の開発・改良・維持・保護・使用といった活動に関する機能・リスクは、グループの中でもグローバル本社または国内外の中核拠点が担い、コストや危険負担が極めて大きな活動であることが多い。これらの対価となるロイヤルティおよびグループ内役務提供取引（以下「ロイヤルティ等」）が課税上不安定な状況に置かれることは、多国籍企業の持続的競争力に対する深刻な障害となる。

多国籍企業のロイヤルティ等の取引を、DWG 報告書は「税源浸食取引」と呼び、新興諸国にとっての BEPS の最初の懸念点としている。DWG 報告書が定義する税源浸食取引の典型的なものは、国外関連者への超過・無保証の支払い²³⁾、すなわち支払利子であり、支払利子と一体としてロイヤルティ等の課税上の合理性を検討する姿勢に、DWG 報告書の取扱いの特徴がある。しかし現行の国際課税では理論上、これらの取引と利子との峻別は重要であるため、次の基本的な問題点を指摘することができる。

・ 移転価格算定方法の問題

多国籍企業は多くの場合、ロイヤルティ等の移転価格算定方法として、取引単位営業利

益法 (Transactional Net Margin Method, 以下 TNMM) を適用している²⁴⁾。TNMM の軸となるのは新興国子会社の営業利益であるが、金融業を除く一般の事業にとって支払利子は営業外費用項目である。もし仮に、新興国子会社の営業利益に支払利子を控除する修正をして、新興国での課税所得の合理性を検証するならば、比較対象企業にも同様の修正を施さなければ、TNMM で求められる営業利益率が過大または過少にゆがんで算定される。営業利益への支払利子の混入は現在の TNMM を支える理論と実務が予定するところではなく、この点は多国籍企業の移転価格実務に混乱をもたらすと懸念される。

・ 租税条約の問題

現在の二国間租税条約のひな型である OECD モデル条約および国連条約モデルには、独立した第11条 (利子) の条文がある。そこでは国外関連者間で受け払いされるものか否かにかかわらず、源泉地国と居住地国の課税関係を整理する建付けになっており、利子取引は他の2つの取引の課税関係とは混同が生じない構造である²⁵⁾。従い、これと矛盾する DWG 報告書の取扱いは、現行の租税条約の適用実務を不安定にすると懸念される。

(2) 論点2 サプライチェーンリストラクチャリング (以下「SCR」)

多国籍企業は企画、購買、無形資産の保有などの機能を特定の地理的な場所に集中させて専門性を培い、高度な便益をグループ法人に提供し、あるいはグループ法人の活動を統括することで、グループ内での垂直的分業を促進して事業競争力の向上を目指すことがある。これを DWG 報告書では多国籍企業の納税上の第二の懸念にあげている²⁶⁾。

- ・ 国外関連者の拠点を特定事業のプリンシパルとして、そこに向けて新興諸国の流通販売機能が担ってきたリスク (債権回収リスクなど) を独立企業間価格で移転すること
- ・ 国外関連者の拠点を無形資産の集中保有者とし、その拠点国で無形資産に関する課税取扱いの優遇を確保して、そこに向けて新興国から価値の高い無形資産を移転すること

DWG 報告書は SCR で機能・リスクが移転する先の法人税負担が低い場合には、新興諸国からの税源浸食となることを指摘したうえで、このような人工的な (artificial) 利益移転に対抗すべきである、としている²⁷⁾。この点国際課税の理論上、次の疑問がある。

(a) CFC 税制とのスピルオーバー効果 (spillover effect)

わが国を含む多くの国が、特定の課税要件の適否次第では、税負担率が特に低い状態にあるグループ企業の利益を、親会社の課税所得に合算させる制度 (Controlled Foreign Company Rule, CFC 税制²⁸⁾) を法制化している。CFC 税制を実際に施行している国の多くは先進諸国であるが、事業実態を明らかに欠いた形で軽課税地域に集約した所得は、各国税制の規定するところにより、CFC 税制の施行国が追加で課税することになっている。このスピルオーバー効果と呼ばれる CFC 税制を通じた税収の移転の影響に十分注意するため、多国籍企業は関係する諸国の CFC 税制を綿密に研究し、軽課税地域で求める活動

実態を十分に満足させる形で SCR を行っている²⁹⁾。したがって、多国籍企業の SCR が新興諸国から課税所得を奪う結果になっているとしても、そもそもそれは多国籍企業の事業競争力を追及する経営判断を伴っていることが多い。また事業実態が不十分な SCR は CFC 税制の施行国（例えば多国籍企業の本社所在地国）の税収に吸い上げられる結果を招くにすぎず、この指摘は、新興諸国の税収増に必ずしも直結しない問題であると思われる。

図表 3 シンガポールに地域統括機能を設置する理由（複数回答）

項 目	件数	構成比 (%)
周辺地域へのアクセスが容易な立地にあるため	82	91.1
ビジネスに関する情報収集が容易であるため	55	61.1
英語が広く通用するため	54	60.0
政治的に安定しているため	54	60.0
法制度の整備、行政手続きの透明性、効率性があるため	47	52.2
物流、輸送、通信等のインフラが整備されているため	46	51.1
低い法人税率、地域統括会社に対する優遇税制など税制上の恩典が充実しているため	44	48.9
柔軟な金融規制、資金調達市場の整備等金融面での優位性があるため	42	46.7
地域統括に必要な優秀な人材が確保しやすいため	39	43.3
法律、会計、コンサルタントなど専門サービス分野の企業が集積しているため	38	42.2
外国人にとっての生活環境が整備されているため	34	37.8
地域統括の対象とする拠点の規模が最も大きい、もしくは最も多く立地しているため	17	18.9
投資協定によるシンガポールからの投資に対する投資保護、国際仲裁制度を利用しやすい環境があるため	14	15.6
自然災害が少ないため	14	15.6
外国人の就業ビザの取得が容易であるため	12	13.3
その他	3	3.3
物価が比較的安価なため	1	1.1

（出所：日本貿易振興機構シンガポール事務所海外調査部アジア大洋州課「アジア大洋州地域における日系企業の地域統括機能調査報告書」、2016年3月、枠線の強調は筆者による。）

(b) 集中拠点の地理的・経済的優位性

多国籍企業が SCR のハブを設置する場所を選択するにあたり、軽課税地域であること以外に多様な要素が検討されることが、さまざまな調査で明らかにされている。例えば、東南アジア地域統括拠点として代表的なシンガポールが選択される理由について、日本貿易振興機構が発表した調査結果（図表 3）によると、「低い法人税率及び優遇税制」という回答は、「アクセスと立地の容易さ」「ビジネス情報収集の容易さ」「英語」に続く 7 番

目に過ぎない。そして「低い法人税率及び優遇税制」がシンガポールの誘因となった、とした回答（複数回答）は全体回答数の半数を下回る（48.9%）。

以上のように SCR は本来、特定の場所の地政的・文化的な様々な地域特性を活用して事業の競争力を高めようとする、多国籍企業の重要な経営判断である。これを安易に問題視する課税が頻発することは、多国籍企業の経営に障害をもたらす可能性がある。

(3) 論点 3 投資誘致インセンティブ

DWG 報告書は、多国籍企業の新興諸国への投資にあたって獲得する投資誘致インセンティブが、隣接地域全体の経済的困難の原因になっている、としている。対内直接投資の典型的な投資誘致インセンティブには、図表 4 のようなものが含まれる。

図表 4 投資誘致インセンティブのメニューの例

税（国税・地方税）を使ったもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種、投資地域、投資規模、新規雇用規模などの条件に従って提供される諸税金の軽減・免除 ・ 法人所得税、動産・不動産税、関税、付加価値税の優遇 ・ 法人税の優遇の中身：単純な特別所得控除や税額控除、投資金額の税務上損金計算速度の優遇、繰越欠損金の利用制限緩和 ・ 特に対内直接投資に伴って国内に持ち込む特定の機能に対する個別の優遇。代表的な機能は研究開発機能、地域事業統括機能、国際貿易機能
税以外の経済的利益 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低利融資、関係インフラ工事の提供、人材研修費など

（出所）筆者作成。

投資誘致インセンティブの申請を検討している多国籍企業にとっては、関連法令の明文規定により、申請に関連する条件が同一である限り、画一的な優遇条件が提供されるもの（法令によるインセンティブ）のほか、申請にあたって投資家が特別に働きかけることによって、法令による画一的な水準を超えて追加的な優遇を獲得する交渉が行われているとみられる（交渉によるインセンティブ）。後者では多国籍企業と投資誘致当局との間の力関係が、交渉の進展と結果を大きく左右することになる。とりわけ、その投資の誘致実績を必要とする当局を相手にして、多国籍企業が投資先の候補地を複数有している場合には、多国籍企業側の交渉優位は支配的なものになる³⁰⁾。

DWG 報告書は投資誘致インセンティブが、当初意図した経済的成果を上げていることが疑わしく、結果的に新興諸国の課税ベースの深刻な棄損につながっていると指摘し、つづけて、投資誘致インセンティブを提供する際の透明性やガバナンスの未熟さ、また関係所管の業務の重複、欠落、一貫性の欠如、さらには許諾権限が汚職の深刻な増加要因にもなっている、という新興諸国の実態に言及している³¹⁾。国々が投資案件の誘致を成功させ

たいあまりに、対抗的な誘致条件を競争する結果、隣接諸国全体の財政が悪化する負の経済的連鎖を、DWG 報告書は「底辺への競争」と表現している³²⁾³³⁾。

この点は、高度な国際税務のテクニックをグループ取引に織り込んだ多国籍企業による国際的租税回避とは、性質を異にしており、DWG 報告書もこれを認めている。しかし多国籍企業が新興諸国への納税を通じた社会的責任を確立するとき、重要な問題となる。

図表 5 G20 行動計画ミニマムスタンダードと DWG 報告書の重要度との関係

行動	G20 最終報告書		DWG 報告書
	行動計画の体系	ミニマムスタンダード	重要度 (relevance)
1	電子経済の課税上の課題への対処		Medium
2	ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化		Low
3	外国子会社合算税制の強化		Low
4	利子控除制限ルール		High
5	有害税制への対抗	○	Medium
6	租税条約の濫用防止	○	High
7	恒久的施設 (PE) 認定の人為的回避の防止		High
移転価格税制と価値創造の一致			
	8 無形資産		Medium
	9 リスクと資本		Medium
	10 その他の取引		High
11	BEPS の規模・経済的効果の分析方法の策定		High
12	義務的開示制度		Medium
13	多国籍企業の企業情報の文書化	○	High
14	相互協議の効果的実施	○	Medium
15	多数国間協定の策定		Low

(出所) DWG 報告書 Part I, p. 32, Annex A をもとに筆者作成。

2 DWG 報告書の 3 つの論点に関する G20 最終報告書の対応

ここでは、DWG 報告書の指摘を G20 諸国がどのように扱い、ポスト BEPS 包摂的枠組の方向性に何が残されているか、を明らかにするため、前の 1 に続いて多国籍企業の 3 つの経営判断から生ずる課税関係について、G20 最終報告書の規定を分析する。

(1) BEPS 行動計画の新興諸国にとっての「重要度」(relevance)

G20 諸国の BEPS 規制活動を構成する 15 の行動計画の体系を図表 5 で示しているが、うち 4 つがミニマムスタンダードに指定されている。これは 4 つの領域を優先領域として、問題改善のため BEPS 参加国内での立法的措置を求めるもの³⁴⁾で、全ての参加国に向けた特別な意味の定められた勧告にあたる。一方 DWG 報告書では、新興諸国に固有の課税上

の問題に対して、15の行動計画すべてが一様に意義を持つわけではない、との立場を明確にしており、15の行動計画を新興諸国にとっての「重要度」(relevance)に従って、図表5のとおり High から Low までの三段階に格付けしている³⁵⁾。

以下ではポスト BEPS の環境下で G20 諸国と新興諸国との間で課税をめぐる立場がどの程度乖離しているかを把握するため、ここまでで取り扱った DWG 報告書の3つの論点に、それぞれ特に関連が強い次の番号の BEPS 行動計画の領域に従って、論考を進める。

- ・論点1 ロイヤルティ等について「行動6」および「行動15」、ならびに「行動14」
- ・論点2 SCR について「行動8-10」

なお DWG 報告書が指摘した論点3 投資誘致インセンティブの問題は、これを直接取り扱う BEPS 行動計画が存在しない。この点も確認する。

(2) 論点1 BEPS 行動計画6, 15, 14 (新興諸国によるロイヤルティ等の主張)

ロイヤルティ等の課税問題に対する新興諸国の指摘に応えようとする UTP 課税ルールは、図表2のとおり多国籍企業の経営判断との関係で疑問がある。一方行動計画6, 15, 14との関係においては、新興諸国の立場は G20 諸国との乖離が際立つ形になっている。

(a) 「行動6 租税条約濫用防止」「行動15 多数国間協定の策定」関連

租税条約関係の行動計画としては、既存の租税条約の濫用規制を取り扱う「行動6」と、次世代の国際課税環境の基礎研究に取り組む「行動15」の二種類が設けられている。DWG 報告書が示す新興諸国にとっての重要性は、前者に High、後者に Low と大きく格差をつけている。BEPS がすり抜ける租税条約の網の目を閉じるための課税の基礎を、可能な限り多数の新興諸国と共有するため、多国間共通の租税協定体制をめざす「行動15」は、次世代の国際課税環境インフラの理想である。特に II 1(1)のとおり、ロイヤルティ等の租税条約の適用について、新興諸国の主張には現行の国際課税理論からの逸脱が伺われるため、全ての多国籍企業が「行動15」が目指す予見可能性の成果を望んでいる。しかしながら新興諸国が現状の執行強化を通じた税収に期待する一方で、根本的な問題解決への協力に留保の姿勢を示している³⁶⁾ことは、「行動15」の困難さを示している。

(b) 「行動14 相互協議の効果的实施」関連

ミニマムスタンダードである「行動14」の「重要度」が Medium とされている点も、潜在的な問題として注目すべきである。現行の二国間租税条約のひな型である OECD 条約モデルと国連条約モデルにはともに、規定に適合しない課税について、関係する国々の権限ある当局に対して相互協議を申し立てる権利を、多国籍企業に与える旨の規定があり、現行のほとんどの租税条約はこれに従った規定を備えている。しかし DWG 報告書は、合理的な期間内に適切に個別の国際課税案件の処理を推進するチームを新興諸国は持たないとして、相互協議運営を含む国際税務行政の限界を明らかにしている³⁷⁾³⁸⁾。「行動15」の

成果を基礎として、「行動14」が新興諸国と先進諸国を二重課税の調整手続で結びつけることで、国際課税の予見可能性が大幅に改善することは、多国籍企業の大きな期待である。しかし新興諸国の重要性の格付けによれば、その実現は困難と考えられる。

(3) 論点2 BEPS 行動計画 8-10 (新興諸国による SCR に関する主張)

移転価格の問題を集中的に扱った「行動 8-10」は、その成果を合併し、2015年10月に「行動 8-10」最終報告書として発表した。それは「多国籍企業および税務当局のための移転価格ガイドライン」(以下「移転価格ガイドライン」³⁹⁾)の改訂案の形式を採っている。ここでは改訂前の2010年移転価格ガイドラインと「行動 8-10」最終報告書⁴⁰⁾の内容を、SCRの観点で比較する。

(a) 集合労働力と「グループシナジー」

「行動 8-10」最終報告書は移転価格ガイドラインに対して D.6 から D.8 を新設した。ここでは D.7 と D.8 が含む重要な示唆について要約して記す。

・ D.7 集合労働力

「行動 8-10」最終報告書は「集合労働力」の定義として、独自の資格または経験を有する従業員の集合体が、国外関連者に対する役務提供の活動に投入されて、受益者たる国外関連者の効率性に影響を及ぼす取引、としている(行動 8-10最終報告書1.152)。この規定の特徴的な表現を下に抜粋する。

- ・ 複数の従業員の移転または一時的な配置換えの結果、価値あるノウハウその他の無形資産が移転される可能性があること(同1.155)
- ・ 特別なスキルや経験を有する集合労働力に接することは、労働力を構成する従業員が移転されない場合であっても、移転された無形資産等の価値を向上させる可能性があること(同1.156)

G20 最終報告書はここで、集合労働力から提供される便益は次の(b)で触れる「低付加価値サービス」の内容と本質的に異なることを、確認的に明らかにしている。競争力の源泉である技術、ノウハウ、ブランドなどに関連して、本国の本社または地域戦略拠点から特別に提供される役務の報酬は、ロイヤルティ等の無形資産取引との本質的共通性が高いこと、多国籍企業が新興諸国拠点から徴収する労働集合力の役務は、高額で取引されることが妥当な場合がある、という考え方が示されている。

・ D.8 多国籍企業の「グループシナジー」

製造を営む多国籍企業が、製造子会社群に拡散している原材料購買の機能について、その原材料の流通取引に関与しやすい拠点地を新たに選んで、専門性の高いチームを組成する経営判断を行うことがある。「行動 8-10」最終報告書はこれを「一元的購買」と表現し、国外関連者間の(購入割引という)意図的な協調活動がある場合、多国籍企業が配分計算

を行って（新興諸国の）製造子会社から、一元的購買拠点に従事する法人に合理的な所得を与えることを支持している（同1.160）。先述のとおり DWG 報告書は SCR を BEPS 行為であるとして指摘したが、G20 最終報告書はこの規定の新設で、事業目的を伴った機能の集約の中には、国際課税上問題視すべきではない事例があることを明らかにした。この点からも新興諸国の主張を差し戻す、G20 最終報告書の姿勢を読み取ることができる。

(b) 「低付加価値グループ内役務提供」

低付加価値グループ内役務とは上の(a)で述べた付加価値の高いものと異なる。これは独立企業が必要とするときにその種の役務を外部業者から調達するか、または自前で調達しようとする役務を指す⁴¹⁾。「行動 8-10」最終報告書は新たに一定の低付加価値グループ内役務について「簡便法」の対価計算方法を明示している（同7.45）。グループ向けの支援的な性質で、中核的事業を構成していないこと、ユニークな無形資産や重要なリスクと関連しない、など、特定の性質を帯びたグループ内役務の対価の計算に「簡便法」が利用できることとされている。その方法は、多国籍企業グループが低付加価値グループ内役務に要した全費用を集計し、特定の配分基準を採用して按分し、国外関連者に請求する、というものである。さらに按分対象の費用に5%の利益マークアップを付すことが、多国籍企業に認められるべきである、としている。

総コスト集計と按分による役務提供費用の付け替えは、これまで実務上、新興諸国側で法人税上損金否認されるケースが多く、そのため多国籍企業の国際取引管理の現場で実施されてきたケースは少ないとみられる。G20 最終報告書が具体的な利益マークアップの幅をも明示して、この点を国際課税の公式の議論の場に乘せたことは、画期的であり、新興諸国の主張に対抗する積極的な姿勢を示すものとみることができる。

(4) 論点 3 投資誘致インセンティブ

15の行動計画の体系のなかで、「行動 5 有害税制への対抗」という Action Plan が設けられている。「行動 5」最終報告書⁴²⁾は新興諸国の投資誘致インセンティブの問題点として、DWG 報告書が用いている透明性の向上（improving transparency）と同じ言葉を用いながらも、その活動目的を、諸外国の政府間の情報連携の不徹底を突いた BEPS 行為を取り締まること、および税務優遇措置の情報の同時的・強制的交換制度を確立することである、としている。他方 II 1 (3)で述べたように、DWG 報告書は新興諸国の投資誘致インセンティブの問題を、BEPS 規制活動の外の問題として定義づけている。新興諸国と先進諸国の双方の認識を通じて、新興諸国における投資誘致インセンティブからの「底辺への競争」の問題は、BEPS 規制活動が取り組むべき問題の枠外とされた。

3 新興諸国の主張の限界および多国籍企業の納税を通じた社会的責任の必要性

Avi-Yonah (2016) はグローバルな課税の問題である BEPS 規制活動において、OECD による新興諸国の主張を取り込む努力は十分とはいえない、として、BEPS 規制活動の構造的な問題を指摘している⁴³⁾。Avi-Yonah によると G20 最終報告書の内容は、新興諸国の国際課税に関する主張のうち中核的な項目の取り込みを行ったものとはいえず、またそれらの差し戻しの結論に至った理由が公開されていないことは問題である、としている。

Avi-Yonah が指摘するように、ポスト BEPS における新興諸国の課税環境を考えると、新興諸国の国際課税に関する中核的な主張項目と、ポスト BEPS におけるそれらの採否を解明することは重要である。その手掛かりとして包摂的枠組声明 (2020) は内容が抽象的であるため、これを補う目的で II では DWG 報告書から、多国籍企業の 3 つの経営判断について、新興諸国で想定される影響を考察した。そして DWG 報告書の発表後一年二か月でまとめられた G20 最終報告書が、これらをどのように取り扱ったかを検討した。II の考察の結果を整理すると次のとおりである。

- ・ 新興諸国は BEPS の 15 の行動計画に、一様な協力を示しているわけではない。
- ・ 新興諸国は現状の二国間租税条約に基づいた多国籍企業からの税収増には積極的である一方で、多国間租税協定と相互協議の効果の実施について、消極的であるか、または期待できる協力の水準に明らかな限界がみられる。
- ・ DWG 報告書はロイヤルティ等に対する課税関係、および SCR を介した多国籍企業の事業再編の問題を提起した。これに対して G20 最終報告書は 2010 年以來となる OECD 移転価格ガイドラインの改訂によって対応したが、その内容はおおむね従来の移転価格税制を支える考え方に則しており、新興諸国が容認すべき特定の対価計算について、従来よりも踏み込んだ形で移転価格ガイドラインの改訂を提示した。

・ DWG 報告書は新興諸国の多国籍企業に与える投資誘致インセンティブが、新興諸国にもたらす経済問題を訴えた。DWG 報告書の認識のとおり、G20 の BEPS 行動計画はこの問題に対処せず、この問題の取扱いは GloBE 提案の具体的設計に直接委ねられた。ミニマムスタンダードとされている 4 つの行動計画のうち、新興諸国が 2 つについて G20 諸国と重要性を共有することを留保しているのは、象徴的である (図表 3 参照)。一方 G20 最終報告書は、最も重要な移転価格税制に関する新興諸国の指摘事項を差し戻した。包摂的枠組の方向性を考えるとき、G20 諸国と新興諸国の立場には重要な隔たりが残されており、多国籍企業が求める課税の予見可能性⁴⁴⁾は、限定的な水準にとどまるとみられる。II で注目したロイヤルティ等や SCR の機能・リスクをめぐる移転価格に関して、新興諸国取引の課税上の紛争は減少せず、むしろ増加し、また個別案件の難易度が上がる可能性もある。

BEPS 規制の活動で多国籍企業には、移転価格文書化作業やグループ取引の情報収集などで、既にその深刻な業務負担には批判的な意見が強い⁴⁵⁾。しかし BEPS 関連の規則の遵守に受動的な労力を費やすだけでは、多国籍企業は新興諸国での税務紛争の減少を期待することはできないということが、本稿の分析から導出された⁴⁶⁾。法律の適切な執行と BEPS の将来的枠組みだけに問題解決を期待することはできない環境のもと、「理性的な中核的価値と一体的な組織運営、さらに各国の行政・金融機関・納税者がおのおのの立場から主体的な関与を継続する」ことが、国際課税の諸問題の解決のために不可欠である (Avi-Yonah)⁴⁷⁾。従い多国籍企業は、どのような経営判断と企業行動が、自社の納税を通じた国際社会への責任を表現することになるかを、自らの経営原則の一部として明らかにする必要がある。続く III でこのことを論じる。

III 多国籍企業の納税を通じた社会的責任の具体的要件

1 国際税務コンプライアンスの特質と納税の社会的責任

米国のごく一部の巨大デジタル企業は、見返りとなる経済的効果に十分な合理性を認めて BEPS を行ってきた。一方節税につながる行為から距離を置きさえすれば、多国籍企業が一樣に国際租税紛争に巻き込まれずに済むわけではない。II までの考察のとおり、技術的英知を結集した OECD による BEPS 規制の活動によっても、課税の予見可能性を阻む懸念が容易に解消されることはない。タックスコンプライアンス、すなわち税法を遵守して払うべき国に公正な税額を支払うということが、社会通念の解釈よりも相当広い幅を必要とすることがその理由に含まれる。特に国際課税の場合多国籍企業と各国税務当局の間で、その幅をめぐる見解に大きな乖離が生じやすく、納税の是非を支える多国籍企業の経営上の事実認定は、斟酌する事実の範囲次第で、結論が正反対に導出されることもある。

事業を営む全ての国の課税当局が求める計算で納税をすることが、多国籍企業にとっての現実的なタックスコンプライアンスではない。多国籍企業の経営判断に求められるのは、グループ全体の法人税の計算・納税の方法が、G20 諸国の視点だけではなく、新興諸国を含め、事業を営む全ての国・地域の経済的社会的発展に、矛盾をきたさないための必要条件を自ら確立し、自ら実践することであると考えられる。事業を行う国々の税務当局は、多国籍企業に対する課税をめぐる利害を対立させている。多国籍企業が抱えるステークホルダーはさらに数多く、利害を極めて複雑に錯綜させている。これらに対して多国籍企業が明瞭で、一貫した論理的な説明を常備することは、自らの経営判断が国際社会への責任ある納税を伴うと考えていること、そしてその考えがなぜ合理的なのかについて、能動的な説明を用意することに他ならない。これは多国籍企業ごとに答えが異なる難易度の高

いことであり、その十分条件を示すことは容易ではないが、本稿の成果として、次の必要条件を挙げる。

2 事業実態と投資構造を統合させた経営判断

多国籍企業は自らのグローバル取引の体系について、厳格な統制を常時有効に機能させておくべきである。軽課税地域拠点の問題や、租税条約の恩典適用資格などが重要な領域である。軽課税地域に所在する拠点の事業上の目的や活動実態、そもそも軽課税地域で実施する活動の事業上の意義、その活動の場所が軽課税地域でなければならないとする優位性などについて、多国籍企業は自らの責任で、体系だった説明を常に準備しておく必要がある。拠点間の国際取引の租税条約適用資格を左右する事実認定についても、同様である。多国籍企業は各国税務当局の視線に十分に注意を払い、利害を錯綜させる多数の国の税務当局に対して、一貫した説明を能動的に提供できる状態の維持が求められる。

特に多くの国にまたがる事業を買収（M&A）する際、取得した事業構造の中に、軽課税地域拠点や租税条約を特殊な形で駆使した事業体系が含まれていることがある。そのようなとき「買収で引き継いだ軽課税地域拠点は、当社グループで事業上の必要性和実態を継続して伴うか否か」「買収で引き継いだ租税条約の恩典適用を支える事実認定を、当社グループで踏襲することに疑問がないかどうか」について、多国籍企業は特に専門性の高い注意を働かせる必要がある。また M&A を検討中に実施するタックスデューデリジェンス（買収前税務状況調査、以下 TDD）が、資本参加後の納税者としての概観を左右しかねない、重要な情報を含むことが多い。M&A 後の納税の社会的責任の観点から、TDD で得た情報を十分に活用しているかどうか、多国籍企業には検証と改善が必要である⁴⁸⁾。その結果特定の取引体系や投資構造について、本来の事業目的、事業実態に則した説明との間で重要な矛盾が生じるならば、その取引体系や投資構造を回避、または廃止して、代替の取引体系を用意するべきである。

3 現地法の規定に限定した投資誘致インセンティブの活用

この点は BEPS 問題の外であるが、新興諸国の深刻な財政と経済の問題に対して能動的な形で多国籍企業が関与できることであり、また多国籍企業の社会的責任の観点で上の 2 と同様に重要なことである。多国籍企業が新興諸国の投資誘致インセンティブを活用して投資回収効果の最大化をはかることは、当然である。しかし自らの投資誘致機会を媒介とする投資誘致当局との間の力学に十分に注意したうえで、多国籍企業は、投資先国の法令で一般に明示されている内容と計算方法に従って与えられる項目に、投資誘致インセンティブの獲得を限定するべきである⁴⁹⁾。また先述した事業拠点の目的と実態との

関係で述べた通り、多国籍企業がその国・地域での実態を伴った活動に従事することを前提とすべきである。特別な優遇恩典計算の喪失を防ぐ目的で、本来の事業実態から離れた活動や、事業目的に照らして存在意義に乏しい資本形態または取引構造を採用することは、原則的に排除すべきである⁵⁰⁾。

4 本稿の結論と今後の研究課題

経済のグローバリゼーションがもたらす先進諸国と新興諸国間の経済格差に対して、多国籍企業は持続的な国際社会の一構成員として、その責任を明確にした行動が求められている。デジタル課税問題と並行した新興諸国での二重課税の継続的発生は、一般の多国籍企業が期待するポスト BEPS の国際課税の将来とは異なる。しかし多国籍企業はそのことの批判に留まらず、自社の経営判断に対する新興諸国の背景への理解を深め、新興諸国に限らず事業を行うすべての国でどのように納税をするか、おのおのの経営判断の社会的責任が問われている、ということが本稿の結論である。

このことに対して研究者には多角的な課題の発掘と多様な研究の試行が求められている。本稿に隣接した会計上の課題として、不安定な新興諸国事業の税効果情報の経営への活用、多国籍企業の税務管理機能の問題、移転価格実務と海外事業業績評価の問題などが指摘できる。引き続き多くの先行研究を手掛かりとしながら、これらの研究に取り組みたい。

注

- 1) 宮本莞爾『国際管理会計の基礎—振替価格の研究』中央経済社、1983年。
- 2) 浜田和樹『企業間管理と管理会計—サプライチェーンマネジメントを中心として』税務経理協会、2018年1月。
- 3) 上埜進「日系多国籍企業における意思決定権の位置関係」『BI Annual Research Report』(甲南大学) VOL.1.1(2005)、2006年3月、49-68頁。
- 4) 清水孝「1970年代以降における国際経営の展開に伴う国際管理会計の発展—業績評価と国際振替価格を中心として—」『早稲田商学』1997年3月、111-130頁。
- 5) 梅田浩二「国際振替価格の設定基準の選択に関する考察」『メルコ管理会計研究』2015年8月、37-52頁。
- 6) 塘誠「移転価格税制に関わるタックス・マネジメントと業績管理会計上の課題」『成城・経済研究』第174号、2007年2月、49-67頁。
- 7) Durst, M.C., *Taxing Multinational Business in Lower-Income Countries: Economics, Politics and Social Responsibility*, Institute of Development Studies, 2018, p. 1.
- 8) 国税庁ホームページ。https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/beps/index.htm
- 9) G20 中の OECD 非加盟 8 か国は中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカである。新興諸国の国際租税紛争として典型的な事例

の当事者国となる国が、G20 諸国の中にも含まれていることに留意する必要がある。

- 10) 池田義典「BEPS, Post BEPS 及び自動的情報交換」『税大ジャーナル』2017年3月, 49-73頁。
- 11) OECD flyer *OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS*, 2018.
- 12) 包摂的枠組声明の検討過程が記録されているパブリックコメントによると、当時（2019年11月）、国際的租税回避の規制は包括的解決には至っていない、と主張する参加国群があること、さらに国際課税の現状の問題から新興諸国の効果的な擁護につながるような提案の設計を志向するべきである、という議論が記録されている。OECD, *Public consultation document, Global Anti-Base Erosion Proposal (“GloBE”) - Pillar Two*, 2019, p.27。これを受けた2020年1月の発表で GloBE 提案は、第一次課税権が行使されていないか、または第一次課税の行使が低い水準の課税に留まる場合の、取り戻し課税（tax back）を意図していることが示されているが、その認定条件を具体的に推測させる記述はない。OECD, *Statement by the OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS on the Two-Pillar Approach to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy*, 2020, p.27.
- 13) UTP 課税ルールに合わせて、最低水準で受取者側が課税される支払いでなければ、特定の租税条約の適用資格を否認する仕組み（Subject to tax rule）が発表されているが、その課税の特徴は UTP 課税ルールと共通するところが多いため、本稿での論考を省略した。
- 14) Durst も、多国籍企業の法人税収とロイヤルティに対する源泉徴収税収入との関係を指摘している。Durst, M.C., *op.cit.*, p.79.
- 15) 図表 2 のモデルは、次のことを前提条件とした。
 - ① S 社の営業利益率に対する取引単位営業利益法の検証が成立していること。
 - ② UTP 課税で X 国が S 社の課税所得の計算上、P 社向けロイヤルティの損金を否認する課税を行う場合、源泉徴収税について原始取引と同様の課税が継続されること。UTP 課税が既存のロイヤルティの源泉課税を変更するような特段の記述が、包摂的枠組声明にはない。この点、今後の制度設計を注視する必要がある。
- 16) 青山慶二「途上国の一般的租税回避否認規定（GAAR）の課題とわが国への示唆—新興国を中心に—」『ファイナンシャルレビュー』2016年3月, 47-69頁。
- 17) OECD, *Two-Part Report to G20 Development Working Group on the Impact of BEPS in Low Income Countries, Part II*, 2014, p.60.
- 18) OECD, *Measuring and Monitoring BEPS, Action 11 Final Report, Executive Summary*, 2015, p.15.
- 19) Forstater, M., *Tax and Development: New Frontiers of Research and Action*, Centre for Global Development, 2018, p.27.
- 20) *Ibid.*, p.34.
- 21) Eden は、納税と各国政府の整備した法令を遵守する多国籍企業がほとんどである、という言葉をしている。Eden, L. “The Arm’s-Length Standard Is Not the Problem”, *Tax Management International Journal, Bloomberg Tax*, 2019, p.4.
- 22) Riedel は学術的研究による BEPS の測定規模は一般に報道される水準に比して相当低い可能性を指摘し、また国際的租税回避行為の影響額の測定結果を得るには時期尚早である、として

- いる。Riedel, N., “Quantifying International Tax Avoidance: A Review of the Academic Literature”, *Review of Economics*, 2018, p. 178. また新興諸国が追加で見込むことができる税源について Forstater は、新興諸国の GDP 比で外国企業からの税源が 1%, これに対して新興諸国内の税源 (broad domestic tax base) が 10%, と推定している。Forstater, M., *op.cit.*, p.1.
- 23) OECD, *Two-Part Report to G20 Development Working Group on the Impact of BEPS in Low Income Countries, Part I*, 2014, p. 19.
- 24) Durst, M.C., *op.cit.*, p. 50.
- 25) 国外関連者に信用力が十分でない場合、親会社や他のグループ企業が信用供与する取引は、グループ内役務と取り扱われる場合がある。
- 26) OECD, *op.cit.*, Part I, p. 20.
- 27) OECD, *op.cit.*, Part II, p. 53.
- 28) 例えば外国子会社合算税制 (タックスヘイブン対策税制) がわが国の CFC 税制に該当する。これは日本法人の海外子会社等が租税負担割合の低い状態で、わが国の外で行うことに合理性のない特定の事業を行っているとき、その子会社の所得の一部または全部を、日本法人の課税所得に合算して課税する仕組みである。日本の合算課税を免れるためには、租税負担割合の低い海外子会社等の事業内容、実体、管理支配状態、取引フローを含む、多角的な要件の全てを満たす必要がある。さらにこれを満たした場合でも受動性所得など、一部の種類の所得は日本の法人税上の合算の対象とされる。
- 29) 通常タックスヘイブン地域に設けられ、象徴的な国際的規制の対象である国際金融センターについて Forstater は、法制度の整備状況など、実際の投資先の国で獲得することができない投資環境を補完しており、特定の新興諸国に対する国際的な投資を可能にするための重要な役割を担っている、と指摘している。Forstater, M., *op.cit.*, p. 35.
- 30) Durst は BEPS 規制の結果が新興諸国の税収に恩恵をもたらすためには、投資誘致インセンティブのガバナンスの向上が重要であり、とりわけ法令で体系化されているインセンティブ (explicit incentives) の果たす役割は大きい、としている。Durst, M. C., *op.cit.*, p. 135.
- 31) OECD, *op.cit.*, Part I, pp. 25-26.
- 32) *Ibid.*, p. 26.
- 33) 新興諸国の税収保全の観点から投資誘致インセンティブの現状を批判する先行研究は数多く、例えば次が挙げられる。United Nations Department of Economic and Social Affairs, Zolt, E., *Tax Incentives: Protecting the tax base, Paper for Workshop on Tax Incentives and Base Protection*, 2015, p. 5.
- 34) PwC 税理士法人「BEPS News」2015年10月9日。
- 35) OECD, *op.cit.*, Part I, p. 32.
- 36) Oguttu, A.W., *Should Developing Countries Sign the OECD Multilateral Instrument to Address Treaty Related Base Erosion and Profit Shifting Measures?* Centre for Global Development, 2018, p. 3.
- 37) 租税条約上疑問の余地のある新興諸国の税を課されながら、新興諸国の国際課税行政の限界から、多国籍企業がこれに抗弁する相互協議の道が実質的には閉ざされている事例は少なくない。一例として、ベトナムの外国契約者税などが挙げられる。

- 38) OECD, *op.cit.*, Part I, p. 17.
- 39) OECD 移転価格ガイドラインとは、OECD の租税委員会が策定する、納税者と税務当局との双方に向けられた移転価格税制に関する国際的な指針である。各国に対し強制適用されるものではないが、OECD は各加盟国税務当局と多国籍企業双方に対して、移転価格税制の納税と執行において本ガイドラインに準拠することを奨励している。
- 40) 2017年、移転価格ガイドラインは「行動8-10」最終報告書に則して改訂された。本稿の「行動8-10最終報告書」からの日本語の引用はすべて、国税庁ホームページの仮訳を参照した。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/beps/pdf/8-10.pdf>, 2020年6月14日最終閲覧。
- 41) 「行動8-10」最終報告書7.2。本文中の規定は2010年版の移転価格ガイドラインの規定であり、2017年版に改訂後もそのまま踏襲されている。
- 42) OECD, *Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance, Action 5 2015 Final Report*, 2015.
- 43) Avi-Yonah, R., and Xu, H., "Evaluating BEPS: A Reconsideration of the Benefits Principle and Proposal for UN Oversight", *Harvard Business Law Review*, 2016, p. 211.
- 44) Eden はデジタル企業か伝統産業か、また事業規模を問わず、全ての多国籍企業が新興諸国に安定した政策運営と透明性のある市場の開放を求めている、としている。Eden, L., *Multinationals and Foreign Investment Policies in a Digital World*, International Centre for Sustainable Development, 2016, p. 9.
- 45) 本庄は BEPS 行動計画が「多国籍企業に課税要件事実を自ら語れという発想」を採用している、としたうえで、各国税務当局が相互に必要な情報を交換する間接アプローチとの対比で、BEPS 行動計画の直接アプローチが納税者のコンプライアンスコストを著しく増加させることになる、と指摘している。本庄資『国際課税における重要な課税原則の再検討 下巻』公益社団法人日本租税研究協会、2017年7月、96頁。またわが国多国籍企業が構成する各種団体が発表した、BEPS 規制の具体的法制化に向けたパブリックコメントが参考になる。一般社団法人日本貿易会経理委員会「『White Paper on Transfer Pricing Documentation』への意見」2013年10月1日 (https://www.jftc.or.jp/proposals/2013/20131001_2.pdf, 2020年6月14日最終閲覧) や、一般社団法人経済団体連合会税制委員会企画部会、OECD 租税委員会宛「『移転価格文書化と国別報告に係るディスカッション・ドラフト』に対する意見」2014年2月19日などが、例として挙げられる (<https://www.keidanren.or.jp/policy/2014/016.html>, 2020年6月14日最終閲覧)。
- 46) BEPS 行動計画に則した移転価格文書は、関係する国々の税務当局の基礎的な期待に応えるにすぎず、多国籍企業の納税者としての固有の姿勢を表現するためには適していないと思われる。Durst は、IRS chief corporate enforcement official (当時) Larry Langdon 氏の2003年1月22日メモとして、移転価格同時文書制度を最初に導入した米国で制度導入以来、税務調査官が文書を十分に査閲してこなかった、という米国 IRS の認識を紹介している。また Durst 自身の見解として、移転価格文書作成義務がどの程度の税収増をもたらしたか、不明であるとしている。Durst, M.C., *op.cit.*, p. 68.
- 47) Avi-Yonah, R., and Xu, H., *op.cit.*, p. 207.
- 48) 2016年4月、国際調査報道ジャーナリスト連合が法律事務所から流出した顧客情報を公開したいわゆるパナマ文書では、タックスヘイブンに投資している日本在住の個人と日本企業が約

- 400含まれていたとされており，日本企業の中には大手商社の名前が確認されている。「パナマ文書，約400の日本在住者・企業が関与」『日本経済新聞』2016年5月10日。
- 49) Durst は，多国籍企業は新興諸国からの投資誘致インセンティブの搾取を慎重に自制（deliberate forbearance）することが必要である，と指摘している。Durst, M.C., *op.cit.*, p.105.
- 50) 国際的納税の社会的意義を重要視する多国籍企業がグループを組成し，あるべき税務の方針を社会と共有化して啓蒙活動を行う事例が出てきている。例えば16（2020年5月現在）の多国籍企業が加盟する「The B Team」は，投資誘致インセンティブのうち現地法令の明示的な規定がないものを取得することは，例外的行為である，としている。そして現地当局に対してその投資誘致インセンティブに関連する情報を公開することを要請し，また加入している多国籍企業自身も，金額的に重要な投資誘致インセンティブについて適切な範囲で自主的に情報を公開する，としている。The B Team, *A New Bar for Responsible Tax – The B Team Responsible Tax Principle*, 2018.

参 考 文 献

- Avi-Yonah, R., and Xu, H., “Evaluating BEPS: A Reconsideration of the Benefits Principle and Proposal for UN Oversight”, *Harvard Business Law Review*, 2016, pp.185-238.
- Durst, M.C., *Taxing Multinational Business in Lower-Income Countries : Economics, Politics and Social Responsibility*, Institute of Development Studies, 2018.
- Eden, L., “The Arm’s-Length Standard Is Not the Problem”, *Tax Management International Journal, Bloomberg Tax*, 2019, pp.1-9.
- Eden, L., *Multinationals and Foreign Investment Policies in a Digital World*, International Centre for Sustainable Development, 2016.
- Forstater, M., *Tax and Development : New Frontiers of Research and Action*, Centre for Global Development, 2018.
- OECD/G20 *BEPS Explanatory Statement, Final Reports*, 2015.
- OECD, *Two-Part Report to G20 Development Working Group on the Impact of BEPS in Low Income Countries*, 2014.
- OECD, *Statement by the OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS on the Two-Pillar Approach to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy*, 2020.
- OECD, *Public consultation document, Global Anti-Base Erosion Proposal (“GloBE”) - Pillar Two*, 2019.
- OECD, *Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations*, 2010.
- OECD, *Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations*, 2017.
- OECD, *Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance, Action 5 Final Report*, 2015.
- OECD *OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS*, 2018.
- Oguttu, A.W., *Should Developing Countries Sign the OECD Multilateral Instrument to Address Treaty Related Base Erosion and Profit Shifting Measures?* Centre for Global Development, 2018.
- Riedel, N., “Quantifying International Tax Avoidance: A Review of the Academic Literature”, *Review of Economics*, 2018. pp.169-181.

- The B Team, *A New Bar for Responsible Tax – The B Team Responsible Tax Principle*, 2018.
- United Nations Department of Economic and Social Affairs, Zolt, E., *Tax Incentives : Protecting the tax base, Paper for Workshop on Tax Incentives and Base Protection*, 2015.
- 青山慶二「途上国の一般的租税回避否認規定（GAAR）の課題とわが国への示唆－新興国を中心に－」『ファイナンシャルレビュー』2016年3月，47-69頁。
- 明石英司「BEPS と国際租税戦略の動向」2018年，127-139頁。
- 池田義典，「BEPS, Post BEPS 及び自動的情報交換」『税大ジャーナル』2017年3月，49-73頁。
一般社団法人経済団体連合会ホームページ。
- 上埜進「日系多国籍企業における意思決定権の位置関係」『BI Annual Research Report』（甲南大学）VOL. 1. 1(2005)，2006年3月，49-68頁。
- 梅田浩二「国際振替価格の設定基準の選択に関する考察」『メルコ管理会計研究』2015年8月，37-52頁。
国税庁ホームページ。
- 国税庁参考仮訳『OECD 多国籍企業及び税務当局のための移転価格ガイドライン2017年版』。
- 国税庁仮訳『移転価格税制と価値創造の一致 行動8-10 2015年最終報告書（抜粋）』。
- 清水孝「1970年代以降における国際経営の展開に伴う国際管理会計の発展－業績評価と国際振替価格を中心として－」『早稲田商学』1997年3月，111-130頁。
- 塘誠「移転価格税制に関わるタックス・マネジメントと業績管理会計上の課題」『成城・経済研究』2007年2月，49-67頁。
- 浜田和樹『企業間管理と管理会計－サプライチェーンマネジメントを中心として』税務経理協会，2018年1月。
- PwC 税理士法人「BEPS News」。
- 本庄資『国際課税における重要な課税原則の再検討 下巻』公益社団法人日本租税研究協会，2017年7月。
- 宮本莞爾『国際管理会計の基礎－振替価格の研究』中央経済社，1983年。